

異議申し立て中のあなたの権利

「適切な通知」を受ける権利

あなたには、平易で分かりやすく、専門的でない言葉で書かれた書面による通知を受ける権利があります。通知は、あなたが希望する言語、および代理人がいる場合には、その代理人が希望する言語で提供されなければなりません。

選択した方法で情報を受け取る権利

あなたには、郵送、Eメール、またはあなたが選択したその他の方法で情報を受け取る権利があります。

地域センターのによる決定案または措置案に異議を申し立てる権利

地域センターが行った決定や措置に同意できない場合は、異議申し立てを申請する権利があります。異議申し立ては、決定または措置の通知から60日以内に申請する必要があります。

現行のサービスを維持する権利

あなたには、異議申し立て中に現行のサービスを継続して受ける権利があります。これを、「支援支給保留」といいます。異議申し立て中も現行のサービスを維持するには、通知書を受け取ってから30日後、措置が実行される前に、異議申し立て要請がDDSより消印有効または受領されている必要があります。

記録にアクセスする権利

あなたには、地域センターのあなたに関する記録にアクセスする権利があります。これは、ご自身の地域センターの記録を閲覧できることを意味します。また、記録のコピーを入手することもできます。地域センターはコピーにかかる実費をあなたに請求できます。記録の代金が支払えない場合は、地域センターに伝え、無料で記録のコピーを取得する方法をお尋ねください。要請から3営業日以内に記録へのアクセスを取得できます。

異議申し立て手続きへの参加を決定する権利

あなたは、異議申し立ての手続きをどの形式で行うかを選択できます。選択肢には、非公式な面談、調停、または審議があります。これらの形式の一部または全てを利用できます。あなたは電話、ビデオ、または対面で非公式な面談、調停または審議への出席を選択できます。異議申し立て要請はいつでも修正し、これらの手続きの一部または全てを利用できます。

都合の良い時間と場所を選択する権利

あなたには、非公式な面談、調停、または審議に都合の良い時間と出席できる場所を選択する権利があります。

支援やサポートを得る権利

あなたには、誰かの支援やサポートを得る権利があります。これには、弁護士または別の人物などがあります。この人物は、代理人、友人または家族も該当します。同意した場合、あなたの代理人は異議申し立てに関する情報を受け取ります。

異議申し立ての準備のために、弁護士などに依頼することもできます。異議申し立てのどの形式にも、弁護士を同席させることができます。弁護士を非公式な面談、調停、または審議に出席させる場合は、事前に地域センターに通知する必要があります。あなたの弁護士が出席しない限り、地域センターは異議申し立てのいかなる形式にも弁護士を出席させることはできません。

追加の時間を要請する権利

もう少し時間が必要な場合は、追加の時間を要請できます。これを「継続」といいます。継続は、あなたの異議申し立てを解決するための時間を延長することができ、これは審議が発生する前に要請する必要があります。

初回の継続では、理由を提供する必要はありません。それ以上の継続を要求する場合は、その理由（これを、「正当な理由」といいます）を提供する必要があります。

異なる調停委員または審議官を要請する権利

調停委員または審議官が公平または中立ではないと思われる場合に、別の担当者を要請できます。これは、調停または審議が始まる前にいき、その理由を提供する必要があります。

異議申し立てに出席する権利

あなたには、あなたの異議申し立てにおけるすべての形式に出席する権利があります。

審議の一般公開の有無を決定する権利

審議は一般公開されます。一般の人が審議に出席することを望まない場合は、審議の非公開を希望することを審議官に伝えてください。これは、審議の前に書面にて、または審議が始まる前に書面または口頭で行うことができます。

中立な審議への権利

あなたには、審議で自由に、そしてオープンに話す権利があります。審議官は、あなたと地域センターが事実を提供できるように支援します。

通訳者への権利

希望する言語が英語でない場合には、効果的で正確、かつ中立的な通訳ができる通訳者を同席させる権利があります。通訳者は、異議申し立て要請フォームにて依頼できます。通訳者は、あなたの異議申し立てにおけるすべての形式に提供されます。

情報を審議官に提供する権利

あなたには、あなたの異議申し立てをサポートする情報を審議官に提供する権利があります。あなたやあなたが選んだその他の人々は、審議官に口頭で情報を提供することができます。これらの人々を、証人といいます。また、審議事務局に書面で書類を提供することも可能です。

地域センターによる立場表明と証拠は、あなたの希望する言語と、代理人がいる場合は、その代理人の希望する言語で書かれていなければなりません。地域センターがこれらの文書の翻訳版を提供できない場合、地域センターはあなたに通知し、英語のコピーを提供し、文書を翻訳する努力の証拠と併せて継続を要請します。この情報は、少なくとも審議の2営業日前までに受領する必要があります。

地域センターの証人に質問する権利

地域センターは、審議時に証人に証言させる場合があります。あなたには、地域センターの証人に質問をする権利があります。